五　当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。

六　当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

7　第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項第二号に規定する基地局に限り、前項各号に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備は、第一項各号に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

8　前各項に規定する条件のほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表略］

［注１～30　略］

31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局の送信設備に使用するもの

［ア～ク　略］

ケ　第49条の６の12第１項に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

㋐　基地局

［A　略］

B　空中線端子がありアクティブフェーズドアレイアンテナを使用しないものであつて各空中線端子における電力が20デシベル（１mWを０デシベルとする。）を超え38デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの及び空中線端子がないものであつて空中線電力が20デシベル（１mWを０デシベルとする。）を超え47デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

C　アクティブフェーズドアレイアンテナを使用しないものであつて空中線電力が20デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　$(0.25\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

D・E　［略］

㋑　陸上移動中継局

A　陸上移動局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備　$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

B　基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備　$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

㋒　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）　$(0.1\times f\times10^{-6}+15)$ Hz

㋓　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものに限る。）

A　陸上移動局と通信を行う陸上移動局の無線設備　$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

B　基地局と通信を行う陸上移動局の無線設備　$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

［新設］

［新設］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表同左］

［注１～30　同左］

31　［同左］

⑴　［同左］

［ア～ク　同左］

ケ　［同左］

［同左］

㋐　［同左］

［A　同左］

B　空中線端子がありアクティブフェーズドアレイアンテナを使用しないものであつて各空中線端子における電力が38デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの及び空中線端子がないものであつて空中線電力が47デシベル（１mWを０デシベルとする。）以下のもの　$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

［新設］

C・D　［同左］

［新設］

㋑　陸上移動局　$(0.1\times f\times10^{-6}+15)$ Hz

［新設］